

岩手県告示第786号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
商工企画室	中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助	商工企画室	<u>三陸地域産業活性化支援事業費補助</u> 、中小企業ベンチャー支援事業費補助、地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			